

令和2年8月20日

公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議の  
(中間とりまとめ) [素案] に関する意見

公益財団法人公益法人協会  
公益財団法人さわやか福祉財団  
公益財団法人助成財団センター  
(以下、公益法人協会内検討委員会)  
公益法人法制委員会  
公益法人コンプライアンス委員会

<はじめに>

公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という）は、去る令和元年12月24日の第1回会合を皮切りに、令和2年7月13日まで7回にわたる各界ならびに公益法人からのヒアリングを含む検討を行っている。去る8月5日には、中間とりまとめ（素案）が提出され、それについて委員による意見交換が行われたと聞いている。

内閣府の公益認定等委員会のホームページに掲載されたこの中間とりまとめ（素案）（以下「素案」という）については、私共が見る限り、十分な資料に基づいた十分な議論が行われたとみることができない内容のものが含まれており、独断的と思われる提言がなされている。また公益法人の運営を行っている立場からみて、ヒアリング時における意見や提言が考慮されていない憾みも散見されているところである。

このままこの素案が有識者会議の意見として答申され、その一部であっても法改正等により実現された暁には、新制度で期待された「民による公益の増進」の促進が実現されず、むしろ民間公益活動が委縮しかねないと危惧する。

私共は、公益法人として民間公益を担う重要な役割に鑑み、この素案の問題点を下記に指摘し、まだ数回予定されていると聞く有識者会議において、これらの再検討を申し入れるとともに、公益法人の将来に希望を持たせる内容の提言となることを強く要望するものである。

## 記

1. 本来法人のガバナンスというものは、法人の持続的成長や社会における組織の存在意義の向上のため法人自ら考えて、自ら行うべき性格の問題であるにもかかわらず、そのことが十分認識・考慮されておらず、公益法人の不祥事への対応のみが取り上げられ、それへの対処方法として他の法人制度をその趣旨や経緯を考慮せずに模倣して取り入れることを前提とした提言となっている（素案の1. 基本認識（5～8頁）をご参照）。

ガバナンスの本来の意味に立ち返った提言として、不祥事対策以外の、各種のガバナンス・コード等において、ベスト・プラクティスといわれる単なる法律や規律を越えた積極的な行動等がまず検討されるべきである。

2. 仮に不祥事への対策にフォーカスを当てる場合であっても、その前提として不祥事の実態の調査・分析がなされるべきであるが、それが十分になされておらず、また対処方法として有効とされる提言についても、それが有効であったことの証拠もなく、証明もなされていない。素案の各論点（9～24頁）においては、その論点に事例が示されているが、全体として事例数も13件と少なく、またそのとりあげ方も恣意的であり、実態の調査・分析とはいえない。

こうした提言においては、EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー）が前提として取り入れられるべきであり、またこうした不祥事といわれるものの中には、特殊なトップが特別の場合に行った行為も含まれることも多く、それらは特殊事例として認識して扱うことが必要と考える。

3. 法人のガバナンスにおいて、各種の制度の変更や改正よりは効果があるとされている、透明性の推進や法人による自主的な取組の促進・支援については、その取りあげる順序は第一番であるべきであり、またその内容も充実したものとすべきである（素案では20～21頁と23～24頁に簡単な記載があるのみ）。特に法人による自主的な取組の促進・支援は重要であり、それぞれの公益法人においてガバナンス・コードを策定してそれを実行することなど、行政の押しつけとならない範囲でそれらを行うべきことを強調すべきである。

4. 素案の提言や考え方の中には、現在まで公開された議事録を見る限り、委員間において議論が行われていないものがあり、また公益法人から行われたヒアリングにおける意見がほとんど反映されていないように見える。

委員全員の議論をベースとして生まれた提言や考え方、そして公益法人の意見を参考としたものであるべきである。

5. 最後に素案の文章についてであるが、一部において感覚的であったり過剰であったりするものが散見される。公式の会議の結果の提言である限り、感情移入しない、淡々とした事実や意見の表明であるべきと考える（例 6頁「胸を張って説明できる」、8頁「ガバナンスの不全を来している事態も後を絶たないのが実態である」等）。

なお、素案全体にわたる詳細の検討については、別添の『「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）[素案]」に対する個別コメント』をご参照されたい。

以上